

「秋田県合同就職面接会」開催要領

1 目的

令和2年3月に大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校等（以下「大学等」という。）を卒業予定の学生と県内企業が一堂に会した面接の機会を設けることにより、学生の県内就職を促進するとともに県内企業の人材確保を支援する。

併せて、平成31年3月以前に大学等を卒業した者（以下「既卒者」という。）を対象とした面接選考の機会も設ける。

2 主催

秋田県、秋田労働局、秋田新卒応援ハローワーク及び県内各ハローワーク

3 開催日時及び会場

日時 令和元年8月29日（木）午後1時から午後4時まで（正午受付開始）

会場 秋田ビューホテル（秋田市中通2-6-1）

4 実施内容

(1) 企業の採用担当者による企業概要等の説明、個別面談

一部の企業において既卒者を対象としない場合がある。

(2) 個別相談、アドバイス、情報提供等

- ① ハローワーク職員による就職相談、アドバイス等
- ② 福祉等の仕事に関する相談
- ③ 県内就職に関する情報提供等

5 参加条件等

(1) 学生等

参加対象は、令和2年3月に大学等を卒業予定の学生及び既卒者とする。

事前申込は不要とする。なお、企業訪問にあたって履歴書の持参は不要とするが、最終的には各自の判断によるものとする。

参加者は、あらかじめ、**参加申込書**の様式を秋田県就活情報サイト「KocchAke!（こっちゃけ）」（以下「こっちゃけ」という。）の「【8月29日開催】秋田県合同就職面接会」案内ページ内からダウンロードし、必要事項を記入の上、**受付に提出すること。**

なお、参加申込書の様式は当日会場にも備え付ける。

企業ブースを訪問する際は、1企業につき参加申込書を1枚提出すること。

(2) 企業

次の全ての条件を満たすこと。

また、学生等に対し、企業訪問する際の形式的な条件を強制することはできない。

(例:履歴書持参、企業への事前エントリー)

訪問学生等に対しては企業説明のみにとどまらず、面談を通じた採用選考を行うこと。

- ① 令和2年3月大学等卒業予定学生または既卒者を採用する予定があり、開催日までにハローワークに求人票を提出していること。
- ② 採用後の勤務地が秋田県内の予定であること。(県外事業所等において一定期間行う研修等を除く。)
- ③ 労働基準法などの労働関係法令の規定違反等により、若者雇用促進法に基づくハローワークの新卒求人不受理対象事業所に該当していないこと。
- ④ 「こっちゃけ」に企業情報及び採用情報を掲載していること。

(3) 参加費用

学生等、企業ともに、参加費用は無料とする。ただし、会場までの交通費・宿泊費等は参加者の負担とする。

6 企業の参加申込等

(1) 参加申込方法

参加を希望する企業は、「こっちゃけ」のトップページから各企業の編集画面にログインし、ダッシュボードの「合同就職面接会・説明会案内」の「確認事項(電源の要否、既卒対象(面接)の可否、学生の対象)」を入力の上、「参加申請(申込み)」をすること。

また、「こっちゃけ」に会員登録をしていない企業は、トップページの「新規会員登録」から会員登録申請をしてIDの発行を受け、企業情報及び採用情報を掲載した上で参加申込みをすること。また、「こっちゃけ」に企業情報のみを掲載しており、採用情報を掲載していない企業は、採用情報を掲載した上で参加申込みをすること。

「こっちゃけ」のシステム不具合による場合を除き、電子メール・ファクス・電話等、他の手段での参加申込みは認めない。

(2) 申込期限

令和元年6月20日(木) 午後5時

ただし、**申込多数の場合は、期限前に締め切る**ことがある。また、申込少数の場合は、申込期限を延長することがある。

(3) 参加決定通知について

移住・定住促進課は、参加を認める企業に対しては、令和元年6月28日（金）までに「こっちゃけ」の各企業の編集画面ダッシュボードにその旨を通知するとともに、「秋田県合同就職面接会」案内ページの「参加企業」に表示させる。

当該表示をもって参加決定通知書の送付に代えるものとする。

トラブル防止のため、**令和元年6月29日（土）を経過しても「参加企業」に表示されない場合は、必ず移住・定住促進課に連絡すること。**

「参加企業」に表示されていない企業の参加は原則として認めない。

(4) 問い合わせ先

秋田県 あきた未来創造部 移住・定住促進課 調整・県内定着促進班

〒010-8570

秋田市山王四丁目1-1 秋田県庁舎5階

電子メール hello3751@mail2.pref.akita.jp

電話 018-860-1248

「【8月29日開催】秋田県合同就職面接会」案内ページURL

<<https://kocchake.com/pages/meeting/p5426>>

7 参加企業情報の公開

(1) 参加企業一覧

移住・定住促進課は、「こっちゃけ」の企業情報ページ及び採用情報ページの掲載内容をもとに、「参加企業一覧」を作成する。参加企業は、参加申込みをした時点で、移住・定住促進課による「参加企業一覧」の作成及び公表を承諾したものとする。

(2) 参加企業情報の保守

参加企業は、「こっちゃけ」の掲載内容を随時見直し、現況とずれがないようにするものとする。

8 採用選考に関する遵守等

参加企業は、一般社団法人日本経済団体連合会「採用選考に関する指針（2018年3月12日改定）」及び就職問題懇談会「2019年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）（2018年3月30日付け）」並びに秋田県学校卒業生就職問題検討会議「2020年3月大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動に係る取扱い等について」（平成31年4月25日付け）の内容について遵守すること。

また、厚生労働省「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業

紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の趣旨を踏まえ、既卒者についても卒業後少なくとも3年間は新卒採用求人に応募できるよう願います。

9 企業の参加辞退

参加企業は、やむを得ず辞退する場合、速やかに6(4)の問い合わせ先あてに**電子メール及び電話により**連絡すること。ただし、開催日の7日前以降の辞退は、参加学生等の混乱を招くおそれが大きいため厳に慎むこと。